

香川県医学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

香川県知事 浜田惠造

## 香川県規則第10号

### 香川県医学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県医学生修学資金貸付条例施行規則（平成19年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例施行規則</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例</u>（平成19年香川県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>香川県医学生修学資金貸付条例施行規則</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県医学生修学資金貸付条例</u>（平成19年香川県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>(特定診療科)</u></p> <p><u>第1条の2 条例第2条第2項の規則で定める診療科は、内科、外科、小児科、産婦人科、救急科及び総合診療（幅広い領域における、発生頻度が高い疾病、傷害等について、総合的に診断し、必要に応じた継続的な医療を提供することをいう。）を実施する診療科とする。</u></p>	
<p><u>(修学資金等の額)</u></p> <p>第2条 条例第3条第1項の規則で定める<u>修学資金等</u>の額は、<u>修学資金</u>にあっては月額12万円、<u>研修資金</u>にあっては月額20万円とする。</p>	<p><u>(修学資金の額)</u></p> <p>第2条 条例第3条第1項の規則で定める<u>修学資金</u>の額は、月額12万円とする。</p>
<p><u>(貸付けの申込み)</u></p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>研修資金の貸付けを受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、専門医研修資金貸付申込書（第1号様式の2）に次に掲げる書類を添えて、知事に申し込まなければならない。</u></p> <p>(1) <u>医師法（昭和23年法律第201号）第6条第2項の医師免許証の写し</u></p> <p>(2) <u>医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証の写し</u></p> <p>(3) <u>専門研修を行う医療機関の開設者又は管理者の推薦書（第2号様式の2）</u></p>	<p><u>(貸付けの申込み)</u></p> <p>第3条 略</p>

#### (4) その他知事が必要と認める書類

(連帯保証人)

第4条 略

2 略

3 修学生、研修医又は修学資金等の貸付けを受けた者は、保証人が死亡したとき、又は保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を定めて、速やかに、連帯保証人変更申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 知事は、第3条の規定による貸付けの申込みがあったときは、書面による審査及び必要に応じて面接による審査を行い、修学資金等の貸付けの適否を決定し、その旨を当該申込みを行った者に通知するものとする。

(貸付けの方法)

第6条 修学資金等は、原則として3月分を一括してその最初の月に貸し付けるものとする。

(借用証書の提出)

第7条 略

2 研修医（研修医が死亡したときは、その保証人）は、条例第3条第3項に規定する貸付期間が満了したとき又は条例第6条第3項の規定により貸付契約が解除されたときは、直ちに、専門医研修資金借用書（第4号様式の2）を知事に提出しなければならない。

(返還の債務の免除の申請等)

第8条 条例第7条の規定による修学資金等の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金にあっては医学生修学資金返還債務免除申請書（第5号様式）、研修資金にあっては専門医研修資金返還債務免除申請書（第5号様式の2）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して修学資金等の返還の債務の免除の適否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第4条 略

2 略

3 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、保証人が死亡したとき、又は保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を定めて、速やかに、連帯保証人変更申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 知事は、第3条の規定による貸付けの申込みがあったときは、書面による審査及び必要に応じて面接による審査を行い、修学資金の貸付けの適否を決定し、その旨を当該申込みを行った者に通知するものとする。

(貸付けの方法)

第6条 修学資金は、原則として3月分を一括してその最初の月に貸し付けるものとする。

(借用証書の提出)

第7条 略

(返還の債務の免除の申請等)

第8条 条例第7条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、医学生修学資金返還債務免除申請書（第5号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して修学資金の返還の債務の免除の適否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(返済の債務の免除となる期間)

- 第9条 条例第7条第1項第1号及び第8条第1項第4号に規定する規則で定める期間は、条例第3条第2項の規定による貸付期間の2分の3に相当する期間（その間に1年に満たない端数があるときはこれを1年とし、知事が必要と認める休職期間を除く。以下「修学資金義務年限期間」という。）とする。
- 2 修学資金の貸付けを受けた者が、県内の医療機関において医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受けた場合は、前項の規定に関わらず、臨床研修の期間に相当する期間を修学資金義務年限期間から除くことができるものとする。
- 3 修学資金義務年限期間には、知事が指定する医療機関で行う専門研修（以下「特定専門研修」という。）の期間を含めることができるものとする。
- 4 条例第7条第2項第1号及び第8条第2項第2号に規定する規則で定める期間は、条例第3条第3項の規定による貸付期間の2分の3に相当する期間（その間に1年に満たない端数があるときはこれを1年とし、知事が必要と認める休職期間を除く。以下「研修資金義務年限期間」という。）とする。

(返還の債務の履行猶予の申請等)

- 第10条 条例第9条の規定による修学資金等の返還の債務の履行猶予を受ける者は、修学資金にあっては医学生修学資金返還債務履行猶予申請書（第6号様式）、研修資金にあっては専門医研修資金返還債務履行猶予申請書（第6号様式の2）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して修学資金等の返還の債務の履行猶予の適否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(届出)

第11条 略

(1)・(2) 略

(3) 臨床研修若しくは特定専門研修を開始し、中止し、休止し、再開し、

(返済の債務の免除となる期間)

- 第9条 条例第7条第1項第1号及び第8条第1項第4号に規定する規則で定める期間は、条例第3条第2項の規定による貸付期間の2分の3に相当する期間（その間に1年に満たない端数があるときはこれを1年とし、知事が必要と認める休職期間を除く。以下「義務年限期間」という。）とする。
- 2 修学資金の貸付けを受けた者が、県内の医療機関において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受けた場合は、前項の規定に関わらず、臨床研修の期間に相当する期間を義務年限期間から除くことができるものとする。
- 3 義務年限期間には、臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修（知事が指定する医療機関で行うものに限る。以下「後期臨床研修」という。）の期間を含めることができるものとする。

(返還の債務の履行猶予の申請等)

- 第10条 条例第9条の規定による修学資金の返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、医学生修学資金返還債務履行猶予申請書（第6号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して修学資金の返還の債務の履行猶予の適否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(届出)

第11条 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

(3) 臨床研修若しくは後期臨床研修を開始し、中止し、休止し、再開し、

若しくは変更したとき、又は臨床研修を2年以内に修了する見込みがなくなったとき。

(4)～(8) 略

(9) 修学資金義務年限期間に達する前に、指定医療機関等において業務に従事しなくなったとき。

(10) 略

2 研修医又は研修資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 勤務する医療機関を変更したとき。

(3) 専門研修を開始し、中止し、休止し、再開し、又は修了したとき。

(4) 専門研修又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

(5) 研修資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。

(6) 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が第4条第1項に規定する保証人の要件に該当しなくなったとき。

(7) 専門医の認定を受けたとき。

(8) 専門研修修了後、引き続き、指定専門医療機関において業務を開始したとき。

(9) 研修資金義務年限期間に達する前に、指定専門医療機関において業務に従事しなくなったとき。

(10) 医師法第7条第1項から第3項までに規定する処分を受けたとき。

3 保証人は、修学生、研修医又は修学資金等の貸付けを受けた者が死亡したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、修学資金等に関し必要な事項は、知事が定める。

若しくは変更したとき、又は臨床研修を2年以内に修了する見込みがなくなったとき。

(4)～(8) 略

(9) 義務年限期間に達する前に、指定医療機関等において業務に従事しなくなったとき。

(10) 略

2 保証人は、修学生又は修学資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、修学資金に関し必要な事項は、知事が定める。

第1号様式（第3条関係）

医学生修学資金貸付申込書

年　月　日

香川県知事 殿

申込者(本人)氏名

㊞

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第2条第1項の規定による医学生修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

略

略

第1号様式（第3条関係）

医学生修学資金貸付申込書

年　月　日

香川県知事 殿

申込者(本人)氏名

㊞

香川県医学生修学資金貸付条例第2条の規定による医学生修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

略

略

## 第1号様式の2（第3条関係）

### 専門医研修資金貸付申込書

年　月　日

香川県知事 殿

申込者(本人)氏名

㊞

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第2条第2項の規定による専門医研修資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

本 人	ふりがな 氏 名			卒業した 大学名	学部	学科
	生年月日 及び年齢	年	月			
住 所 及び電話番号	電話 ( )					
貸 付 金 額	月額 円					
貸 付 期 間	年 月から		年 月まで			
研修を受ける 診療科名・ 研修プログラム名						
専門研修期間中 の勤務(予定) 医療機関名	年	月～	年	月		
	年	月～	年	月		
	年	月～	年	月		
連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	⑩ 年齢	歳	申 請 者	との関係	
住 所 及び電話番号	電話 ( )					
ふりがな 氏 名	⑩ 年齢	歳	申 請 者	との関係		
住 所 及び電話番号	電話 ( )					

備考 次の書類を添付すること。

- 1 医師免許証の写し
- 2 臨床研修了登録証の写し
- 3 専門医研修を行う医療機関の開設者又は管理者の推薦書（第2号様式の2）
- 4 その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

略

第2号様式の2（第3条関係）

推 薦 書

氏 名

生年月日

上記の者は、 病院 科に 年 月に所属して専門研修を受けて  
おり、 年 月に専門研修を修了する見込みであって、香川県専門医研修資金の貸  
付けを受けようとする者として適当と認められますので推薦します。

年 月 日

香川県知事 殿

医療機関の所在地

医療機関の名称

開設者又は管理者の氏名



第3号様式（第4条関係）

連帯保証人変更申請書

年　月　日

香川県知事 殿

貸付決定番号第 号

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例施行規則第4条第3項の規定による  
保証人の変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

略

第3号様式（第4条関係）

連帯保証人変更申請書

年　月　日

香川県知事 殿

貸付決定番号第 号

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

香川県医学生修学資金貸付規則第4条第3項の規定による保証人の変更の承認を受けた  
いので、次のとおり申請します。

略

第4号様式（第7条関係）

医学生修学資金借用書

貸付決定番号第 号

金 円

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例の規定による医学生修学資金  
年 月分から 年 月分までとして、上記の金額を借用しました。

年 月 日

香川県知事 殿

住所

修 学 生 氏名 印

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 印

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 印

電話番号

第4号様式（第7条関係）

医学生修学資金借用書

貸付決定番号第 号

金 円

香川県医学生修学資金貸付条例の規定による医学生修学資金 年 月分から  
年 月分までとして、上記の金額を借用しました。

年 月 日

香川県知事 殿

住所

修 学 生 氏名 印

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 印

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 印

電話番号

第4号様式の2（第7条関係）

専門医研修資金借用書

貸付決定番号第 号

金 円

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例の規定による専門医研修資金  
年 月分から 年 月分までとして、上記の金額を借用しました。

年 月 日

香川県知事 殿

住所

研修医 氏名

電話番号

住所

連帯保証人 氏名

電話番号

住所

連帯保証人 氏名

電話番号

## 第5号様式（第8条関係）

## 医学生修学資金返還債務免除申請書

年　月　日

香川県知事 殿

申請者 住所  
氏名 ㊞  
電話番号  
貸付けを受けた者との続柄

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第7条第1項又は第3項の規定による医学生修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号								
貸付総額	円							
免除申請額	円							
免除を申請する理由	<input type="checkbox"/> 香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第7条第1項第1号に該当 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">[ ]</div>							
香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第7条第1項第1号に該当する場合にあっては、指定医療機関等の名称及び業務に従事した期間	名称	期間						
		年	月	日	～	年	月	日
		年	月	日	～	年	月	日
		年	月	日	～	年	月	日
		年	月	日	～	年	月	日
医籍登録番号及び登録年月日	第	号	年	月	日	登録		
休職した場合にあっては、その期間	年	月	日	～	年	月	日	
死亡した場合にあっては、その原因及び年月日						年	月	日

- 備考 1 「免除を申請する理由」欄は、該当する□の中にレ印を記入し、「その他」の場合は、具体的な理由を記載すること。  
 2 知事が必要と認める書類を添付すること。

## 第5号様式（第8条関係）

## 医学生修学資金返還債務免除申請書

年　月　日

香川県知事 殿

申請者 住所  
氏名 ㊞  
電話番号  
貸付けを受けた者との続柄

香川県医学生修学資金貸付条例第7条の規定による医学生修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号								
貸付総額	円							
免除申請額	円							
免除を申請する理由	<input type="checkbox"/> 香川県医学生修学資金貸付条例第7条第1項第1号に該当 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">[ ]</div>							
香川県医学生修学資金貸付条例第7条第1項第1号に該当する場合にあっては、指定医療機関等の名称及び業務に従事した期間	名称	期間						
		年	月	日	～	年	月	日
		年	月	日	～	年	月	日
		年	月	日	～	年	月	日
		年	月	日	～	年	月	日
医籍登録番号及び登録年月日	第	号	年	月	日	登録		
休職した場合にあっては、その期間	年	月	日	～	年	月	日	
死亡した場合にあっては、その原因及び年月日						年	月	日

- 備考 1 「免除を申請する理由」欄は、該当する□の中にレ印を記入し、「その他」の場合は、具体的な理由を記載すること。  
 2 知事が必要と認める書類を添付すること。

## 第5号様式の2（第8条関係）

### 専門医研修資金返還債務免除申請書

年　月　日

香川県知事 殿

申請者 住所  
氏名 ㊞  
電話番号  
貸付けを受けた者との続柄

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第7条第2項又は第3項の規定による専門医研修資金の返還の債務の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号			
貸付総額	円		
免除申請額	円		
免除を申請する理由	<input type="checkbox"/> 香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第7条第2項第1号に該当 <input type="checkbox"/> その他 [ ]		
香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第7条第2項第1号に該当する場合にあっては、指定専門医療機関の名称及び業務に従事した期間	名称	期間	
		年 月 日	～ 年 月 日
		年 月 日	～ 年 月 日
		年 月 日	～ 年 月 日
		年 月 日	～ 年 月 日
医籍登録番号及び登録年月日	第	号	年 月 日登録
休職した場合にあっては、その期間	年 月 日～ 年 月 日		
死亡した場合にあっては、その原因及び年月日	年 月 日		

備考 1 「免除を申請する理由」欄は、該当する□の中に印を記入し、「その他」の場合は、具体的な理由を記載すること。

2 知事が必要と認める書類を添付すること。

第6号様式（第10条関係）

医学生修学資金返還債務履行猶予申請書

年　月　日

香川県知事 殿

申請者 住所  
氏名 @  
電話番号  
貸付けを受けた者との続柄

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第9条の規定による医学生修学資金の返還の債務の履行猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

略

略

第6号様式（第10条関係）

医学生修学資金返還債務履行猶予申請書

年　月　日

香川県知事 殿

申請者 住所  
氏名 @  
電話番号  
貸付けを受けた者との続柄

香川県医学生修学資金貸付条例第9条の規定による医学生修学資金の返還の債務の履行猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

略

略

第6号様式の2（第10条関係）

専門医研修資金返還債務履行猶予申請書

年　月　日

香川県知事 殿

申請者 住所  
氏名 ㊞  
電話番号  
貸付けを受けた者との続柄

香川県医学生修学資金及び専門医研修資金貸付条例第9条の規定による専門医研修資金の返還の債務の履行猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号	
貸付総額	円
猶予を受けようとする額	円
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	年　月　日～　年　月　日
医籍登録番号及び登録年月日	第　　号　　年　月　日登録

備考 次の書類を添付すること。

- 1 猶予を受けようとする理由を証明することができる書類
- 2 その他知事が必要と認める書類

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する
- 2 改正前の第1号様式及び第3号様式から第6号様式までによる用紙は、当分の間、修正して使用することができる。